２０２７年度　同志社大学大学院　司法研究科

前期日程入学試験問題　法律科目試験

(民事訴訟法)

【出題の趣旨】

問(1)

本問は、二重起訴の禁止原則についての基礎的な理解を前提として、訴訟上の請求として行使されている金銭債権が、同時に相殺の抗弁における自働債権として主張された場合の適法性について、応用的な考察を求めるものである。相殺の抗弁は、民訴法 142 条が定める「訴え」ではないため、同条が直接適用されるわけではない。しかし、相殺のために主張した請求の成立または不成立の判断には、相殺をもって対抗した額について既判力が生ずる(民訴法 114 条 2 項)。したがって、当該債権が一方では訴訟上の請求として、他方では相殺の抗弁として訴訟上行使された場合には、審理の重複による訴訟不経済、または、既判力の矛盾抵触が生ずるおそれがある。そこで、本問では、二重起訴の禁止原則の趣旨を踏まえつつ、いわゆる別訴先行型の事案類型において、被告側が

相殺の主張をすることができるかどうかについて、本件の事例に即して検討することが求められている。

問(2)

本問は、将来給付の訴えの利益についての基礎的な理解を問うものである。民訴法 135 条は、将来の給付を求める訴えについて、「あらかじめその請求をする必要性がある場合に限り、提起することできる」と定めている。そこで、本問では、将来の給付を求める訴えにおける訴えの利益の判断基準を具体的に示した上で、口頭弁論終結後に継続的に発生することが予定されている本件の収益金について、将来の給付を求める訴えを提起することができるかどうか、本件の事例に即して検討することが求められている。

【問題の解説】

問(1)

いわゆる別訴先行型の処理について、判例(最判平成 3 年 12 月 17 日民集 45 巻 9 号 1435 頁、以下、「平成 3 年判決」という。)は、別訴で請求されている債権を自働債権とする相殺の抗弁について、相互に矛盾する既判力ある判断(民訴 114 条 1・2 項)の出現を回避し、審理の重複を回避するという民訴法 142 条の趣旨が妥当することから、相殺の抗弁の提出を不適法とする。そしてこのことは、両事件にかかる弁論が併合審理された場合についても同様であると述べている。本件も、同一の訴訟手続内ではあるが、反訴請求が先行し、その後に反訴請求債権を自働債権として相殺の主張をするものであるから、別訴先行型として平成 3 年判決の射程が及ぶことを理由に、相殺の抗弁は不適法であるとする結論が導かれ得る。

もっとも、このような結論は、相殺権者である被告の担保的期待を損ねており、相殺のもつ簡易決済機能を十分に考慮していないとの批判は免れず、また、審理の重複や既判力の矛盾抵触は、弁論の併合が維持される限りで、回避することができるとも指摘される。そこで、Y の反訴請求は、反訴請求債権に

ついて、本訴において相殺の自働債権として既判力ある判断が示された場合には、反訴請求につき審理・判断を求めない趣旨の予備的反訴請求に変更されるという法的構成を採ることが考えられる。これによって、弁論の分離が制限され、相互に矛盾する既判力ある判断が出現するおそれを回避することができることから、民訴法 142 条に反せず、相殺の抗弁を主張することができるとの説明をすることができる。判例(最判平成 18 年 4 月 14 日民集 60 巻 4 号 1497 頁)は、被告側の相殺について、この立場を採用しているとみられる。

さらに、同一の契約関係から生じた債権・債務について、相殺の主張がなされた場合には精算的な調整を図る必要性が高い場合があり、そのような場合には、実体法上の要請として、本訴請求と反訴請求の弁論を分離することが許されないと考える余地がある。この点について、判例(最判令和 2 年 9 月 11 日民集 74 巻 6 号 1693 頁)は、請負契約に基づく請負代金債権と目的物の瑕疵修補にかわる損害賠償債権との関係において、両債権について相殺の主張がなされたときは相殺による精算的調整を図るべき要請が強いことから、両事件にかかる弁論の分離が許されないとし、併合して審理判断がなされる限りで、既判力の矛盾抵触のおそれや審理の重複による訴訟不経済がないため、原告側の相殺の主張は民訴法 142 条の趣旨に反するものとはいえず、適法であるとする。

以上のように、本問では、平成3年判決の示した原則と、その後の判例の展開も整理したうえで、本件における相殺の抗弁の適法性について、検討することが期待される。

問(2)

一般に、将来給付の訴えの利益は、請求権が現時点において十分に具体化・現実化しているかどうかという請求権の適格性の観点と、現時点において原告にとって給付判決を得る必要性があるかどうかという観点から検討される。判例(最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁(大阪国際空港事件判決)、以下、「昭和56年判決」という。)は、将来給付の訴えが認められるには、請求権発生の基礎となる事実上・法律上の関係の継続が見込まれること、債務者に有利な事情の変動があらかじめ明確に予測できる事情に限られること、そして、請求異議の訴えによって当該事情の不存在を主張・立証する負担を課すことが債務者にとって不公平ではないこと、という点を踏まえて、請求権の適格性を検討することを示している。

そこで、本問においては、昭和56年判決が例示する継続的な不法占拠に基づく将来の賃料相当損害金の賠償請求や、同判決の審判対象であった継続的な騒音被害を理由とする不法行為に基づく将来の損害賠償請求との比較も交えつつ、

駐車場の管理委託契約に基づいて発生する土地所有者の収益金支払請求権について、口頭弁論終結後に発生する将来の収益金が、現時点において十分に具体化・現実化した権利といえるかどうか、また、現時点において X にあらかじめ給付判決を得る必要性があるかどうかについて検討することが求められている。なお、この問題については、共有地上の駐車場にかかる将来の賃料の収受に関する不当利得返還請求が争われた、最判平成 24 年 12 月 21 日判時 2175 号 20 頁も参考となる。